

オウム裁判の10年 -2

16 中川智正被告 坂本一家殺人事件の実行犯、サリン製造ほか、坂本事件

件当時27歳。京都府立医科大の6年生の時、友人の入信を止めようとして麻原彰晃に感化されて入信。医師となった後の1989年8月末に恋人とともに出家。2003年10月29日地裁で死刑判決

同被告人は、出家後わずか2ヶ月あまりで坂本弁護士一家殺人事件に加担したことが注目される。同人に特異なことは、幼いころからさまざま「神秘体験」をしてきておりこれが不安のままに成長してきたところ、麻原彰晃に出会ってしまったということであった。被告人としては、実際に前生の自分を見ていて、日常的に物理的に麻原彰晃が光っており、麻原彰晃を見ると心臓が喜び同心円状に体に広がっていった、と言うのである。

宗教現象上の「巫病体質」と表現するものだと指摘する人もいる。これを抱えた被告人を絡めとるのは、松本被告にとって容易だったろうと思う。同人は、坂本事件の実行の際、全宇宙＝真我＝麻原彰晃を示すバッチであるブルシャを着用しており、これを殺人現場に落として発見されたがオウムに強制捜査が入らなかったことから更に深く麻原彰晃の能力すなわち絶対性を確信している。この影響は、裁判中も大いに影を落としている。同人は「消えてしまいたい」と言いつつ、だが法廷で麻原を見るとやはり光り輝いて見えると言うのである。

およそ宗教では「神秘体験」の位置づけが大切であるが、カルト宗教でも神秘体験はもちろん認められ、これを利用されたとき人をよりロボットのよう存在になしうるのだと思える。

筆者は、筆者へのサリン事件の被告人でもあるので検察側証人に出たが、その際、現実感を戻すべく下記のとおり述べた。その時の大きく震えた同人の短い指は、忘れられない。「あなたの手をみせて下さい」「あなたはその

手で多くの罪を犯した。あなたは、1989年11月4日未明、その手で坂本龍彦ちゃんの鼻をふさいで殺した」

同人も、坂本堤弁護士が救いたかった出家者だった。

17 土谷正実被告 サリン製造ほか、地下鉄サリン事件当時30歳。筑波大学大学院有機物理学を専攻しているときに入信、24歳で出家。2004年1月30日地裁で死刑判決

同被告人については、新実被告と同じく一貫してオウム側が資金を拠出する私選弁護士がついてきた。その内容は、サリン事件などについて自ら作ったサリンが使われた認識はなかったというに止まらず、弟子の暴走だった、自分が作ったサリンとは違うなどと主張するまでに至っている。

同人は証人に出た松本被告公判で、最後に詞章として「…すべての魂がマハー・ニルヴァーナに安住出来るようになるまで何卒お導きを、偉大なる完全なるグルに帰依し奉ります…私の功德によってすべての魂が高い世界へポーアされますように」と述べた。

一連のオウム事件が、松本被告にとっては格別、その他の者にとっては明確に宗教殺人であったことを示すものである。

第4 マインド・コントロール、

「責任能力」と「期待可能性」について。

1 構成要件該当性、違法性、責任について。

刑法理論では、有罪のためには上記の3つが必要である。殺人であれば殺人として、窃盗であれば窃盗の実行行為が必要である。既遂のためには、結果の発生と、実行行為との間の因果関係（条件的因果関係で足りるとするのが判例である）が必要であり、これらをあわせて構成要件該当性という。人のものだと思って自分の忘れ物を横領しても無罪である、実行行為性がないからである。人を殺そうとしたが怪我にとどまって入院し病院が火事となって死亡したときは、因果関係が断絶したとして殺人未遂に止まる。

有罪のためには違法性が必要である。ボクシング試合で死亡させてしまったときは、傷害致死の構成要件に該当するが審判にしたがって行動した限りでは正当業務行為であって違法性がなく無罪である。急迫不正の侵害に対して反撃して死なせたときは正当防衛として無罪であり、ただ過剰に防衛していれば減

刑されるにとどまる。船が沈没して1枚の板に2人でつかまると沈むとき、蹴飛ばし落として死なせても無罪である（カルネアデスの舟板）。

有罪のためには、責任が必要である。責任とは近代刑法では「非難可能性」のことを言い、犯行当時、行為者を非難することができる状態が必要だということである。刑罰は行為者の危険性を除去しようとする事自体、社会から隔離しようとする事自体を目的とするのではなく、行為に対する非難の一形態として処罰を与えるものだからである。

なお、この責任主義を採らず、社会からの防衛のための刑罰だということを徹底すれば、「危険な人物」を事前に隔離するいわゆる「保安処分」の位置づけは、本質的に刑罰との違いをもたないこととなる。

また同居の親族間の窃盗であれば処罰できず、親告罪なのに告訴がなければ処罰にはできない。これらは処罰できないとする特則にすぎず、有罪ではある。

2 責任能力と期待可能性について。

責任が認められるためには、現行刑法上「責任能力」があることが必要でありさらに「適法行為の期待可能性」が必要である。その上で、責任の度合いには被害の内容、程度、犯行態様、被告人の関与度合、動機、犯行に至る経緯など実にさまざまなことが考慮される。

責任能力については、刑法39条で「心神喪失者の行為は、罰しない。心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する」と規定している。精神異常に完全に陥っていて犯行当時、自分のしていることの意味をなんら理解していなかったり（見当識を欠く状態）、頭で理解していても自分の手足を止められない状態であるならば、その犯人をその行為をした者として非難することができず無罪となる。

筆者の経験した例では精神異常の状態での行為なので不起訴となったもの、鑑定したところ前頭葉広範壊死の状態であって複雑酩酊に陥ることが判明して心神耗弱とされたものがある。

ここにいう心神喪失や心神耗弱は、精神科医らの鑑定などを大いに参考にするが、あくまで法律上の概念であり裁判所が判断する。判例上は「心神喪失は、精神の障害によって事物の理非善悪を弁識する能力がなくまたは弁識に従って行動する能力がない状態をいい、心神耗弱はその弁識能力又は行動能力が著しく減退している状態をいう」とされている。精神の障害には、統合失調症のときの一部の状態などのほか、病的酩酊、覚せい剤での見当識を完全に失った場合なども含む。

が、責任の本質を他行為可能性、法的非難可能性と理解するならば、むしろ端的に行為時における弁識能力、制御能力の有無・程度こそが重要であって、

「精神の障害」と言う生物学的要素を必然とする理由は自明ではないとの批判がある。

一方、「適法行為の期待可能性」は、条文にはないが通説判例上、必要とされることとなった概念である。伝統的には絶対的強制下の行為や軍隊での上官の違法命令に従った場合などが例に挙げられる。また「ああ無情」のジャンバルジャンのように飢えに苦しんでいるときの食物の窃盗のような場合も「期待可能性」の問題とされる。

ただ、前記の責任能力について、制御能力の有無・程度こそが重要という立場をとるときは、責任能力の存否・程度の違いと期待可能性の問題は、本質的な違いを持たないものとなる。

ちなみに、殺すことによって被害者を天界に導けるのだなどと確信して実行した「宗教殺人」であるとき、それがゆえに責任能力や期待可能性がないとか減退しているという立場を、裁判所は絶対に採らない。これらは、単に革命のためには拳銃強盗もすべきだなどとして罪を犯した場合と同じく「確信犯」だというに止まり、再犯の可能性もあるから刑を重くする根拠でありこそすれ軽くしたり無罪にする根拠ではない。この点を誤解している弁論も一部見られた。

3 マインド・コントロール

マインド・コントロールは、さまざまな心理操作の手法を有機的にかつ集積して使われ、睡眠不足、栄養不足、情報の隔絶のもとで、ビリーフシステムを変容させられてしまうものであった。

その結果、統一協会では、壺や絵画などを多額で売る相手方から「万物復帰」させて罪を清めるためであるとまさに信じて激しい恐怖感を与えて売り込むのであり、オウム真理教であれば後に地獄に落ちないように「ポア＝殺してあげる」こととなる。

しかし、本人らは、現行法に違反していることを自覚して行動しているから見当識を欠く状態とは容易に言えないし、自ら行動しているから手足になっていたとも容易に言えない。筆者らの多くは元信者の話を聞き実行犯らから直接詳しく聴取することにより、むしろ「何も考えておらず思考停止していた状態＝ロボットだった、ロボットでも障害物は避けるのだ」とまでの感想を交換しているのであるが、裁判所は容易に理解しない。

マインド・コントロールは、先の「責任能力」「期待可能性」の理論の中で、判例に従えば期待可能性の問題と量刑の一般事情に止まるが、責任能力について「精神の障害」と言う生物学的要素を必然とする理由は自明ではないとの有力な批判に従えば「責任能力」の問題でもある。

では、オウム事件の判決の中で、オウムでの心理操作の手法はどのように事実認定され、「マインド・コントロール」はどのように評価されたであろうか。

結論から言えば、マインド・コントロールを理由として、責任能力がないとか、期待可能性がないとして無罪にした判決文はないし、量刑に多くが影響したものでなかった。

だが、2000年6月6日言渡しの井上被告に対する東京地裁で判決のように、実質上マインド・コントロールを認め、その他情状とあわせ死刑判決を避けたものが見られる。これと類似する判示は、1999年7月22日の富永昌宏被告に対する東京地方裁判所判決での「本来は純粋な宗教心から教団に入信し、出家したものであるが、それを松本や井上らから逆手に取られて利用された側面も否定できないこと」として量刑に影響を与えたと見られるものや、重大事件であって自ら撒いたサリンで8人が死亡していることもあって裁判官の悩みを吐露しつつ死刑判決としたが、異例の判決文を書いた林泰男被告に対する判決文も見られる。

井上被告に対する地裁判決は、次の通り判示している（なお、高裁判決は前記のとおり格別の判断をしない欠陥判決であった）。これが、現在の裁判所におけるマインド・コントロール理解の到達点だと考えられる。

「しかし、被告人は、高校二年の一六歳の時にオウム真理教に入信し、高校を卒業直後に出家をし、大学一年の夏休み前まで教団施設から大学に通ったのみで、その後は、専ら教団内で生活し、一般の社会人としての経験は全くない。そして、被告人は、もともと解脱、悟りを早く得たいとの強い欲求があり、入信後は、できるだけ早く解脱、悟りに達し、社会を救済したいと考え、Dを信じて、人一倍熱心に修行に励んでいた。被告人が入信し、さらに出家した当時のオウム真理教は、まだ武装化など反社会的性格を顕著に示してはおらず、被告人が、当初Dを信じ、Dに従っていたことを一方的に強く非難することはできない。その後、Dを信じていた被告人は、オウム真理教が武装化を始め、反社会的集団に変貌していく中で、自己に課されるワークの内容や修行内容に対して、疑問を持ったり、教義と自己の価値判断等との間で葛藤しながらも、結局は、Dを信じ、Dに従ってきたのであるが、被告人がこのような葛藤の中で、Dを否定することは、入信や出家までの間にそれなりの社会経験を有し、社会的地位や家庭を築いてきた者と比較すれば、より困難であったことは否めないところである。被告人にとっては、高校卒業後に修行者となることを選択して出家し、両親の下を離れて以来、修行、生活の場としていた教団こそが、被告人が社会経験を積み、人間的に成長して行く世界となったはずだったのである。このような被告人が、Dやそれまでの自己の修行を否定することは、自分の社

会経験をすべて否定することにつながり、必ずしも容易なことではなかったであろうことは、率直に認めざるを得ない。

そうすると、このようなDの影響下から離脱することの困難性は通常の者と比較して程度問題に過ぎないから、それをもって責任能力や期待可能性の存否に影響を与えるまでのものではないことはもとよりであるが、本件各犯行当時、被告人が置かれていた状況や心理状態は、被告人にとって有利な情状の一つとして、決して過大視はできないものの、それなりに評価することが相当である。」

と。

付言するに、どの法廷においてもオウム集団において1994年6月以降使用されたLSDと覚せい剤の影響についての審理が不十分であったと言う外ない。ベトナム戦争で米軍人に覚せい剤が使われたことは広く知られているし、そもそも覚せい剤は日本で喘息治療薬を開発する中で製造され、日本軍の特攻隊も覚せい剤を摂取した上で投与されたうえで飛び立ったのであり、戦後のヒロポン（覚せい剤）乱用も軍部から流出した結果であった。

通例できないことをさせるためには、物理的な強制力ある軍隊においてさえ、薬物の作用とその後の影響を利用したのである。さらにLSDは、強烈に色彩豊かな幻視を引き起こすのであるが、「麻原彰晃」の写真を部屋内に掲示してその幻視の中から「救ってくれる人」という宗教設定が結びつくとき、絶対的な支配が著しく増幅すると思われるのである。

ことは死刑や無期懲役にすべきかどうかの重大な問題である。マインド・コントロールと薬物の影響について精緻な審理と判断をしないまま、どうして判決を出せるのであろうか。

第5 オウム真理教被害対策弁護団について

オウム真理教被害対策弁護団では、強制捜査開始の後、オウム信者の弁護活動についてどのようなスタンスに立つか悩むこととなった。二律背反の立場に立ったからである。

つまり、一方では、それ以前からオウム集団のしていた加害について対応し告訴発し、また当時マスメディアを通じてオウム集団の実態や本質を説明して国民に理解を求め、またサリン事件の被害者らからも相談が来た。しかし、弁

護団はもともと「オウム真理教被害者の会」の顧問弁護士であり、出家者らのご家族やマインド・コントロールされていた本人らも被害者であった。

その究極は、まさにその被害者の会に所属するご家族の息子らが、弁護団を作った代表である坂本弁護士一家殺人事件の犯人だったところにある。同弁護士も弁護団も、もともとオウムに絡めとられた子どもらを救済することを目的としていたのだった。これほどの矛盾に直面した弁護団は初めてだろう。

また、後に筆者に対するサリン殺人未遂事件が判明したが、この際も被害者自身がそのうちの一部の被疑者を弁護していいものかという悩みにまでなったのであった。

結局、議論のうえ、3つの要件をクリアーした場合のみ、弁護人となることを了解することとした。「人を殺すまでの重大事件ではないこと」「オウムから離れる傾向にあること」「大幹部ではないこと」である。

その弁護活動はまずもって麻原彰晃というものを見つめなおし、現実感を取り戻すためのさまざまな工夫をすることとなった。実例として、林郁夫被告とともに出家した看護婦の弁護活動において、本人に現実感を取り戻させ、オウムの本質と桎梏から離れる辛さを明らかにできるという成果があった。オウム集団でのマインド・コントロールされた状態を最も知る弁護士は被害対策弁護団の弁護士であり、その方策も研究していたからできたことであった。その上で争うべきところ、多くは分断統治されていたオウムの実態から容易に推測されるように当該犯罪の認識・故意の部分を争った。その他、捜査段階では何人もの弁護活動がなされた。

その後、数百人に上った国選弁護人のうち重大事件の被告人について弁護士計10人前後の方が、オウムの実態と心情の理解、対応策を知るために助力を求めてこられ、これに対応することにより一定の成果があった。

だが、前記の方針が正しかったかは、今も分からない。死刑や無期を求刑されるだろう被疑者・被告人らに対して、それこそ、もともと「被害者」と設定した者についての行動ができなくなったからである。もともと坂本が救いたかったのは、そんな後に被告人となった若者の一人ひとりだったのだから。サリン被害者などのいわば純粋な被害者に対してはまったく別の弁護士が対応すべきであり、被害対策弁護団こそが弁護活動の先頭に立つべきだったという声もある。

後に地下鉄サリン被害者弁護団などが別途でき、また弁護団中二人は友人である坂本事件などの民事訴訟の代理人にさえ、後のために名を連ねずにいた。そのうえでこれも大激論の上ではあったが、地裁や高裁での弁護側での申請でも証人として出ることができ、また筆者が重大事件の被告人らとの接見もして

いるのは、このような工夫に基づく。
この点を、後世のために記述した。

第6 いわゆる「麻原法廷」について

1 松本智津夫被告の態度

麻原彰晃こと松本智津夫被告人の裁判は迷走の一途をたどっている。後世のために記述しておく。

同人が逮捕されたのは1995年5月16日である。上九一色村の第6サティアン3階の天井に急遽作られた隠れ部屋の中から830万円近い金銭とともに発見された。同人はそれ以前、肝臓ガンであるとかQ熱リケッチアであるとか述べていたが、至極健康体であった。

同人は、同年10月に最初の公判を予定されたが、それ以前、刑事弁護において著名な遠藤誠弁護士に面会してもらったが自己の責任を認めないとして拒否され、金2000万円を支払って横山弁護士(後に別件で弁護士会除名)に依頼し「責任能力がないとして無罪になるのはどうしたらよいか」と問うなどしたが、他の弁護士の助言により一端解任してまた選任し、さらにこの弁護士が公判前日にオウム信者運転の自動車に乗っていて不自然な自動車事故により怪我をして出頭できないとして、公判は延期された。

結局、1996年4月24日に第一回公判が開かれ、12人の国選弁護団が罪状認否を保留する一方、同人はオウム流の四無量心の説法をした。注目されるべきは、その上で裁判長が「聖慈愛、聖哀れみ、聖賞賛の実践」にかけて「心の実践として行ったということですか」と問うに、ウツと詰まった被告人を助けるように、安田主任弁護士が「あなたはこれ以上言う意思ありますか」と不規則発言をしたことだった。裁判長はさらに「被告人に聞いているのです」と述べたが、もはや果たせなかった。黙秘権の告知は罪状認否の前にももちろんしていた。筆者は、この主任弁護人の許されざる関与が、ボタンの掛け違いの始まりだと考える。

同人は、同年5月から始まった破壊活動防止法の団体解散処分の対象団体代表者として弁明した。自らのしかし事件指示は一切認めない主張を縷々述べた。そして、同人は、井上嘉浩被告の証言を皮切りに数々の証人に対して「地獄に落ちるぞ」などと証言妨害を続ける有様となり、退廷を何度も命じられる状態になっていった。

同人は、前記破防法の処分が認められなかった後である1997年4月24日、改めて意見陳述をした。このとき、起訴された順さえ間違えず驚異的な記憶力

で罪状認否をした。その内容は「空母エンタープライズの上での裁判だ」としたり拙い英語(オウムでは悪魔の言葉としていた)で話すなど嘖飯物ではあった。しかし、法的にはオウム真理教が両サリン事件を起こしたこと自体、また筆者へのサリン撒布を指示したこと自体は認めてしまったものであった。また証人への威迫などの態度とあいまって、実行犯らの同人への帰依は、ますますゆるがせられる結果となった。

同人は、やがて自らの法廷では何も話さなくなり、他の被告人の法廷においても、唯一自ら宣誓書全文を書いた広瀬ら被告の法廷で事実を一部認める証言をただけであり、弁護団との面会も拒否するようになってきた。

そして、弁護団とは意思疎通を回復しないまま、論告求刑・弁論となり、最終の被告人意見陳述ではついに何も述べず、2004年2月27日死刑判決を受けた。

控訴審では、従前の国選弁護団は絶対に受けないとし、被告人の娘らが選任した子どもら後見人ともなった弁護士が就いたが、引き続き接見を拒否しているとのことである。

2 検察の論告

2003年4月24日、東京地裁において、検察は「首謀者であり、最も重い責任を負う」「わが国犯罪史上、最も凶悪な犯罪者」とのA4で285ページにのぼる論告を述べたが、きわめて重要な点がすっかり1つ抜けていた。すなわち、実行犯らへの指示した言葉や事件後の「3人殺せば死刑だな」とか「ボアされて良かったね」などの言葉は示したものの、なぜ被告人が実行犯らにこのようなことをさせ得たのか、その心理的機序について論及することがなかったのである。

おそらく、これを述べるときにはマインド・コントロールで表現されるさまざまな心理操作の手法と、LSDや覚せい剤まで使った洗脳の実態を示さなければならず、それは他の実行犯被告人らにとって有利になるからであろう。

オウム事件において知るべききわめて重要な一面を抜かしたのは後世の批判に耐ええない。思い出してみれば、1995年初夏、東京地方検察庁次席検事は記者会見の中で「マインド・コントロールによって調べは困難を極めたが、ようやく供述を得ることができた」と述べていた。被疑者の調べでは、筆者が1995年2月に提供していた「心覚え」なども利用したことが後に明らかになっており、取調官としても、実行犯信者らのそんな心理状態が率直な印象だったはずである。マインド・コントロールが大変な心理的拘束力を持つものであってそれこそが松本被告の責任をよりますものであった。

しかし裁判が始まってついに論告でも、これをとんと述べていないのであり、検察側もご都合主義と批判されるほかない。

3 国選弁護団の弁論

一方で、弁護団の弁論は814ページにも上る大部のものであったが、予想どおり、弟子の暴走だとするなど荒唐無稽であり説得力を欠くものであった。弁護団は、筆者が証人となったおり「麻原さんは靈性が高いという学者もいるがどう考えるか」とまで聞いてきた。およそ裁判で宗教論議自体をするなど愚の骨頂である。「語りえぬものには沈黙しなければならない」からである。筆者として「靈性というものを持って出してください、そうすれば高いか低いか言います」と述べるべきところ、「何を言っているんですか、後ろにいる現役信者を喜ばせるだけです」などと述べるに止まったのは残念至極である。

すなわち、弁論では、被告人が内外の宗教家、宗教学者からも高い評価を受けていたとして（後にその人たちが言辞を撤回したことは頰かむり）宗教家としてすぐれていたとした。そして、そのような「本物の宗教者」である被告人が事件を指示するはずはない。一方で実行犯となった高弟たちは、被告人の言うところの一部を抽出したり都合のいいように解釈したりして行動したのであり、弟子たちが自らの判断であるいは被告人の意思を勝手に付度して暴走した犯罪だった、というのである。

これらは、多くの実行犯たちの様々な証言、わけても未だ同被告人に帰依している新実被告の証言にさえ矛盾する弁論であるが、もっとも問題なのは、弁護団においては「宗教者」であれば罪を犯さないという論理に立っていたことであった。

たしかに、1995年のオウム事件が広く知られた当時、少なくない宗教家は「オウムは宗教ではない」などと言っていたから、宗教家かどうかを問題としたい向きもあろう。

しかしオウム真理教も、超自然的・超人的な存在を信じて畏敬・崇拝するのであるから宗教であることは明白である。それは違法行為を重ねる統一協会の信者において、その代表をイエスキリストにも勝るものであると信じるのと同様である。

問題は、破壊的カルトであるかどうか、どの程度のカルト性をもっていたか、であった。破壊的カルトとは「代表者または特定の主義主張に絶対的に服従させるべく、メンバーないしメンバー候補者の思考能力・思考意欲を停止ないし著しく減退させ、目的のためには違法行為（刑事民事行政上の）も繰り返してする集団」である。これと宗教であることとは矛盾しない。たとえば、破壊的

カルトかどうかは1 kgか10kg かの問題であり、宗教かどうかは1 mか10m かの問題なのである。

さらに、伝統宗教であっても、信教の自由や政教分離原則のなかった成立発展時の社会体制や情勢によっては、さまざまな非道の行為をしてきた歴史があった。

これらのいわば基本的な常識を知るならば、およそ「本物の宗教家であるから犯罪を指示していない」などという論法を取れるはずもなかった。

同弁論は、歴史に残る荒唐無稽なものだったと考える。

4 一審判決と今後

一審判決は、2004年2月27日に下された。被告人は、最後の死刑宣告の際、起立するよう言われたが立ち上がらず、裁判長の手の合図で刑務官数名が両手をもって立ち上がらせようとしたが腰を落として抵抗し、引きずられて正面にようやく立った状態だった。

判決では、詳細な事実認定がなされた。被告人が「本物の宗教家かどうか」については明言せずに「悪質極まりない空想虚言のもたらししたもの」「あさましく愚かしく、極限とも言うべき非難に値する」とした。

だが、なぜ実行犯らにそこまでさせ得ることができたかについては、教祖と弟子の関係などというにとどまった。不十分至極であり、事件の重要な本質を示さないままだった。

控訴審では新たに私選弁護人が就いたが被告人は接見に応じない。弁護人は言葉も話さないとのことであるから裁判を受ける能力がないとして、裁判の停止またそのための鑑定をなすべきとした。が、高等裁判所はうけいれず、単に控訴趣意書の提出期限を2005年1月11日から8月31日に延ばしただけだった。

思うに、被告人の法廷での態度が以前から前記のとおりだったことからすると、今回も詐病である蓋然性がある。が、高裁でこのまま実質的な審理がないままに判決が確定していく可能性があり、それでは歴史の検証に耐えられない。何らかの実際的な対応が求められる。

第7 まとめ

破壊的カルトにかかわる裁判は、何もオウム裁判だけではない。

統一協会ではいえば教祖の指示による合同結婚の無効にかかる人事訴訟、詐欺の民事裁判、不当勧誘にかかわる慰謝料請求の裁判があり、その行動と勧誘の異常性、心理操作の手法が認定されている。また、時に発生するいわゆる「遺

体カルト」(十数人から数十人での集団生活をする中での代表の指示による暴行死、遺体の放置)にかかるいくつもの刑事裁判では、代表の絶対性が認定されるときもある。米国では、新聞王の孫の女性が19歳で誘拐されたが洗脳され自ら強盗までするに至ったハースト事件、「白人と黒人の最終戦争」なる妄想に取り付かれて殺人を繰り返したマンソンファミリー事件があった。

しかし、米国の裁判は陪審で行われたからそう長くできない審理であり、かつ「有罪・無罪」と量刑結果があるだけだった。洗脳やマインド・コントロールについて十分な検討できず、事件や団体の実態の記録も十分には残らない。

信者らを死刑にするかどうかまで視野に入れての裁判は、オウム裁判こそが世界で初めてである。これらのことからすれば、オウム事件の上訴審では改めて「麻原彰晃はなぜ少なくとも信者らにここまで犯罪をさせえたのか」を、正面から問う審理と判決が要請されるのである。

それによって、破壊的カルト集団の実態とそこでの心理操作の機序が判明し、サリンまで撒かずとも類似の事件が起こることを事前に察知でき、そのような団体の監視方法とメンバーに嵌められることの有効な予防策が立てられるのである。

今、実行犯らについて、すでに確定した無期懲役3人を初め、次々と重罪の被告人らの判決も確定してきている。オウム裁判を真に意義あるものとするためには、裁判所は初心に帰って審理しなければならない。まして、絶対者である麻原彰晃こと松本智津夫被告よりも先に死刑判決を確定させたり、先に死刑を執行してはならない。

参考文献(主要なもの)

- ・ オウム「教祖」法廷全記録 全8冊 毎日新聞社会部編 現代書館
- ・ オウム法廷 全15冊 降幡賢一 朝日文庫
- ・ オウム法廷連続傍聴記 全2冊 佐木隆三 小学館
- ・ オウム真理教裁判傍聴記 全2冊 江川紹子 文芸春秋
- ・ オウムをやめた私たち カナリヤの会編 岩波書店 2000年
- ・ マインド・コントロールから逃れて 滝本太郎・永岡辰哉編著

恒友出版 1995年

- ・ オウム裁判傍笑記 青沼陽一郎 新潮社 2004年
- ・ オウム真理教大辞典 西村雅史・宮口浩之 東京キララ社 2003年

ホームページ 無限回廊

<http://www.alpha-net.ne.jp/users2/knight9/aum.htm>

ホームページ カナリヤの詩

<http://www.cnet-sc.ne.jp/canarium/>

2005年3月31日筆 滝本太郎

手記 富士宮やきそば

デパートに行ったら静岡フェアという静岡の物産展をやっていました。そこで「富士宮やきそば」というのを売っていました。

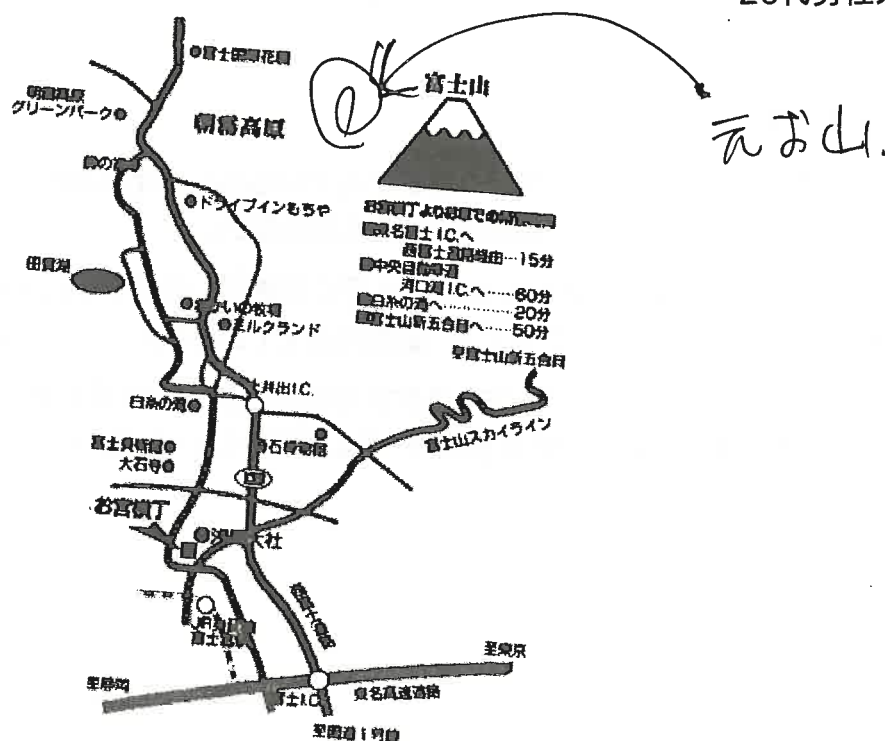
これは一般的なやきそばと違ってコシのある麺の触感と独特の味付けが特徴の富士宮の名物なんだそうです。富士宮やきそばを売る店が富士宮駅周辺に約150件もあるそうなんです。

たまに富士宮でこっそり外食していたこともあったんですが、当時この焼きそばのことはまったく知らず、食べたことはありませんでした。こんな名物があることを知っていたらぜひ食べていたんですけどね。

デパートで売っているのを食べてみておいしかったので、オウムの見方からすると味覚の執着で不純なんです。もっと早く当時食べておけばよかったなってちょっと思っていました。

本場の店で食べたら雰囲気とかも含めて、デパートで売っているのをただ食べるのとはまた違ったものがあるだろうし。元サマナで富士宮を懐かしんで久しぶりに行っている人も何人かいるようですが、富士宮に行く機会がありましたら食べてみるのもいいんじゃないですか？

20代男性元サマナ



書 評 『 人身受け難し、いますでに受く 』

鶴岡瑛著 朝日新聞出版サービス 2005. 3. 31 発行

時に本をおくってくださる人がいる。原稿段階でおくって下さったものもあった。これも自費出版の本で、私がオウム問題に絡んでいるからだろう送ってくださった。

失礼ながら、送ってくださるなかでの少くない本は、読むに辛かった。オウムがらみだからととにかく買った本のなかにも同様のがある。オウム問題を情報不足のままに書いてあったり、自分の土俵でのみ論じよう、つまりその範囲で都合のよい事実関係のみを書いていた。

時には、吉本隆明が「麻原が法廷ですべて正しかったと言ったらどうするか」との趣旨を言ったことで象徴されるように電磁波系だったりする。(故植谷雄高も、「吉本は旨い物を食べ過ぎて頭がスポンジになったか」と評していた)。

うーん、この本は、凄いです。良いです。うん。2日かけて、じっくりと読んでしまった。他の人にも薦めようと思う。 被告人でご希望の方はご連絡下さい、送ります。

何が良いかと言えば、

- ・ 仏教知識があろうとも、自ら真に咀嚼しつつすすんでいること、やたら難しい漢字を使いたがる一部の仏教学者、仏教者と比較にならない。
- ・ 事実を事実としてみていること、決して自分の土俵に引き込んで話そうという態度ではなく、事実の重さに圧倒されながら、必死に考えていること
- ・ 自らの生育歴、歴史を捉えつつ、決してそれにおぼれることなく、麻原彰晃こと松本被告を含んでまで、被告人を他人視せず、そして許しもせず、書いていること。

「謝罪」とかの重さ、現実性の記述を含め、オウム事件の被告人らに会ったこともなく、その他の殺人犯に会ったこともなく、もちろん被害者・遺族にあったこともなかろうに、その心情が(私も、直接の既遂の当事者ではないけれど)どうしてそこまで分かるのか、凄いと思う。

この方、62歳、女性。非僧非俗を立場とする、とされている。著書は、同じところでの自費出版「通説を見なおす、女性と仏教」とのこと。 うーん、お会いすることがあれば怖い感じもする。逃げたくなるかもしれないなあと思う。

たぶん、失礼ながら、自らの神経の線の傷を何とかこらえながら生きてこれたのだらうと思う。時には狂いたくなり、時には人に迷惑をかけ、そのお年になるまでは人格障害だと言われたこともあるのかもしれない、と思う。申し訳ないが、率直な感想。

だが、今これを著わされた。凄いと思った。市井には、こんな人もいるのだ、と改めて思う。自費出版は、すべて金銭を出せば出るというものでもなかろうと思う。著者とこれを出版した朝日新聞出版サービスに敬服。

購入するためには、そこに連絡する方法しかないと思う。

電話:03-5540-7669 FAX:03-5540-7614

窓 口 滝 本

「オウム裁判の10年」について

120号、121号は、窓口の書いた「オウム裁判の10年」という論文の転載です。会報と言うか、ニュースとしては読みにくいものになってしまい、申し訳ないです。ただ、やはりオウムにかかわってきた一弁護士として伝えたいところも多く、書きました。ご了承ください。

なお、この論文を含むその他の証人、鑑定人、面談者などとして、オウム裁判にかかわった方々も書いている「オウム裁判の10年」とい

う冊子が、日本脱カルト協会から先日、出ました。さらに、今年の3月19日もたれた「地下鉄サリン事件から10年、被害者は今？」という集会の報告集「地下鉄サリンと9.11—日本はどう向きあうか—」という冊子も9月11日に出版。

いずれも当事務所にありますから、どうぞご購入くださいませ。オウム真理教というものの、教祖と信者らがしたこと、その被害実態、国のこと、裁判のこと、そして被告人らの心理を知るために。

- 1 ページ 論文「オウム裁判の10年」 その2
- 13 ページ 手記「富士宮やきそば」 元サマナ
- 14 ページ 書評「人身受け難し、今既に受く」 窓口

かなりや

西條八十

唄を忘れた金糸雀は、
後の山に棄てましょか
いえ、いえ、それはなりませぬ
唄を忘れた金糸雀は、
背戸の小道に埋けましょか
いえ、いえ、それはなりませぬ
唄を忘れた金糸雀は、
柳の鞭でぶちましょか
いえ、いえ、それはかわいそう
唄を忘れた金糸雀は、
象牙の船に、銀の櫂
月夜の海に浮べれば
忘れた唄をおもいだす

『赤い鳥』(大正七年二月号)
岩波文庫『日本童謡集』より

◎ カナリヤは歌を思い
出す手助けをする。

◎ カナリヤは自分で自
分の歌(考え)を歌う。

◎ カナリヤは歌を歌え
なくなつた鳥を捨てる
のではなく、温かく見
守る。

(地球の揺りかごで)

発行 カナリヤの会

〒242-0021

神奈川県大和市中央2-1-15 パークロード大和ビル2階

大和法律事務所 窓口滝本太郎気付

電話 046-263-0130 ファックス 046-263-0375 takitaro@yha.att.ne.jp

横浜銀行大和支店 普通1343078 カナリヤの会滝本太郎